電源開発株式会社 「新仁賀保風力発電事業(仮称)環境影響評価書」 に係る確定通知について

平成 2 8 年 4 月 1 5 日 経 済 産 業 省

当省は、電源開発株式会社「新仁賀保風力発電事業(仮称)環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、電源開発株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた電源開発株式会社は、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書に対する 経済産業大臣勧告	平成24年11月30日
環境影響評価準備書受理	平成27年 3月16日
住民意見の概要等受理	平成27年 5月13日
秋田県知事意見受理	平成27年 7月22日
環境大臣意見受理	平成27年 7月23日
環境影響評価準備書に対する 経済産業大臣勧告	平成27年 8月12日
環境影響評価書受理	平成28年 4月 6日

※本事業は、平成24年10月に環境影響評価法施行令の一部を改正する 政令(平成23年政令第340号)の施行に伴う経過措置の適用を受け、 環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び電気事業法(昭和39年法 律第170号)に基づき、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧 告以降の手続きを実施している。

> 問い合わせ先:電力安全課 長村、高須賀、笠原 電話03-3501-1742(直通)